

審査請求書の記載について

労働基準監督署長が行った保険給付に関する決定処分に関して不服のある場合には、以下に述べるように、労働者災害補償保険審査官（以下「労災保険審査官」という。）に審査請求をすることができます。
保険給付に関する決定処分を受けた場合に、その決定の理由や、労災保険の支給基準等についてわからない点があれば、処分を行った労働基準監督署にお尋ねください。

一 審査請求をする場合の注意事項

(1) 審査請求をすることができる人

次の人は労災保険法に規定された保険給付に関する決定に関して労災保険審査官に審査請求をすることができます。

- ① 労働基準監督署長から保険給付に関する決定（以下「原処分」という。）を受け、これに不服のある人
- ② ①の人が、原処分後死亡した場合に、①の人にかかる未支給の保険給付を受けることができる人

(2) 代理人による審査請求

審査請求をしようとする人が自分でその手続を行う場合のほか、代理人によっても審査請求をすることができます。この代理人は弁護士などの特別の資格がなくてもかまいません。

代理人は審査請求人の委任状その他資格を証明する書類をこの審査請求書に添えて出してください。

(3) 審査請求をする方法

審査請求は、原処分をした労働基準監督署を管轄する都道府県労働局に置かれている労災保険審査官に対して行うことになっていきますので、この審査請求書に定められた事柄を書き入れて、当該労災保険審査官へ提出してください。郵送でも構いません。

また、原処分をした労働基準監督署長又は審査請求人の住所又は居所を管轄する労働基準監督署長へ審査請求を提出してもよいことになっていきます。なお、この審査請求書を提出せずに、口頭により審査請求をすることもできますので、その場合は、労災保険審査官、原処分をした労働基準監督署長又は審査請求人の住所又は居所を管轄する労働基準監督署長にその旨申し出てください。

(4) 審査請求ができる期間

審査請求は、原処分のあったことを知った日の翌日から起算して三か月以内に行うことができます。この期間を過ぎると審査請求はできないことになっていきます。

ただし、天災地変等の正当な理由があつて審査請求が遅れた場合は、三か月の期間を過ぎても審査請求ができます。

二 審査請求書の書き方

審査請求書に書かれた内容に間違いがある場合は、労災保険審査官から補正を命じられる場合がありますので、よく読んで間違いのないようにしてください。

(1) 一の欄

審査請求人の住所又は居所（この審査請求書を提出する際の審査請求人の住所又は居所）及び氏名を書いてください。また、労災保険審査官と連絡の取れる電話番号をご教示ください。

(2) 二の欄

代理人によって審査請求をするときは、その住所又は居所及び氏名を書いてください。

(3) 三の欄

原処分を受けた者の住所又は居所及び氏名又は名称を書いてください。原処分を受けた者と審査請求人が同一の場合には、「二に同じ」でかまいません。

(4) 四の欄

① 原処分を受けた者と災害を被った労働者が同一である場合には、書く必要はありません。

② 原処分を受けた者が保険給付その他の給付原因となった災害を被った労働者以外であるときは、その災害を被った労働者の氏名を書いてください。例えば、遺族補償給付に関する原処分を受けた者（妻や子など。）や葬祭料に関する原処分を受けた者（葬祭を行った者など。）は、災害によって死亡した労働者以外の者ですから、このときは、その死亡労働者の氏名を書くこととなります。

(5) 五の欄

原処分に係る労働者が、保険給付の原因である災害が発生した当社に使用されていた事業場の所在地と名称を書いてください。

(6) 六の欄

① 審査請求人が被災労働者自身である場合には、書く必要はありません。
② 審査請求人が保険給付その他の給付原因となった災害を被った労働者以外の者であるときにだけ、審査請求人とその労働者との法律上の関係が明確になるように、例えば、原処分に係る労働者の「妻」や「長男」というように書いてください。

(7) 七の欄

原処分をした労働基準監督署長名を間違いなく書いてください。

(8) 八の欄

「原処分があつたことを知った年月日」は、原処分を知った年月日（労働基準監督署長から支給又は不支給等の決定通知が送付された年月日）を書いてください。

二つ以上の原処分について審査請求をするときは、それぞれの原処分について、原処分を上に書いてその下にその原処分のあつたことを知った年月日を書いてください。

(9) 九の欄

「審査請求の趣旨」というのは、労災保険審査官にどのような決定をしてもらいたいかということです。

したがって、労働基準監督署長の原処分に不服のある場合は、審査請求の趣旨には、労災保険審査官に取り消してもらいたい労働基準監督署長の原処分を具体的に書き、その原処分の取り消しを求める旨を書いてください。

労災保険審査官は、審査請求の趣旨で取消しを求めている原処分についてだけ審査をし、決定をするものであって、それ以外には及びませんから、取消しを求める労働基準監督署長の原処分については特に注意して書いてください。書き方の例を示せば次のとおりです。

「△△労働基準監督署長が令和〇年2月20日付で行った療養補償給付及び休業補償給付の不支給決定処分を取り消す旨の決定を求める。」

(10) 十の欄

審査請求の理由には、なぜ、労働基準監督署長の原処分が取り消されるべきであるのかという理由を要領よく、具体的に書いてください。

この理由は九の欄に書かれた審査請求の趣旨の理由ですから、審査請求人の主張する事柄を順序良く書いてください。簡単な文例を示せば次のとおりです。

「山田太郎は、会社の用務のため自家用車を運転中に交通事故により負傷したものであり、業務上の災害であることは明らかである。

したがって、業務を逸脱中に被災したため業務上の災害とは認められないとして行った△△労働基準監督署長の不支給決定処分は誤りである。」

(11) 十一の欄

労働基準監督署長からの決定通知に「本件処分があつたことを知った日の翌日から起算して三か月以内に審査請求をすることができる」旨の審査請求に関する教示があつたときは、「有」に○印をつけ、決定通知のコピー或いは審査請求書に同封した別紙（教示文書）を添付して「別紙のおお」に○印をつけて提出してください。無かつたときは、「無」に○印をつけてください。

(12) 十二の欄

十の欄の審査請求の理由で述べた事実の存否を立証するための証拠及びその事実を証明するためにどの証拠を申し立てるかを書いてください。この場合、その証拠を審査請求人が出すことのできるものであるときは、この審査請求書に添えて出してください。

審査請求人が医師の診断書、レントゲン写真等を有している場合で証拠になると思われる場合は、労災保険審査官へ出してください。

その証拠について審査請求人が出すことのできないものであつて、審理のための処分（関係者の事情聴取、鑑定等）の申立てを必要とするときは、右の事項に加えてその内容並びにその処分を申し立てる趣旨及び理由を書いてください。

(13) 十三の欄

原処分のあつたことを知った日の翌日から起算して三か月を過ぎてから審査請求をする場合は、審査請求が遅れた正当な理由を書いてください。

(14) 審査請求年月日の欄

この審査請求書を提出（郵送の場合は発信）する年月日を間違いなく書いてください。

(15) 審査請求人氏名の欄

審査請求人の氏名を書いてください。代理人によって審査請求をするときは、代理人の氏名を書いてください。

① から⑬までの欄で書ききれないときは、「別紙（一、二、三…）のとおり」と書き、別の紙に書いてこの審査請求書に添えて出してください。

書き方について、なお、わからない点がありましたら、最寄りの労働基準監督署又は都道府県労働局にお尋ねください。